

## 1 はじめに

## 2 東京都市町村立図書館長協議会の活動から見た 15 年

- 2002/1-3 都立多摩図書館、都立中央図書館との重複資料 14 万冊除籍。うち、児童資料を除く一般書約 10 万冊の再活用申込受付。都内各図書館等が希望した資料の残りを、全点希望した町田市と江戸川区に引渡し。(町田市では、多摩地域での共同利用を前提に約 5 万冊を一時預かり)
- 2002/11 館長協議会『東京都市町村立図書館の除籍に関する調査報告書』
- 2003/9 『東京にデポジット・ライブラリーを作ろう！—多摩発・共同保存図書館基本構想—』多摩むすび、多摩地域から東京の図書館を考えるプロジェクト/発表
- 2005/7 館長協議会除籍資料再活用プロジェクト、5 万冊処理事業決定、市町村立図書館所蔵資料との重複調査(データ検索) ★
- /12 5 万冊、町田市から武蔵野市図書交流センターへ搬送/データに基づき 5 万冊選別作業実施
- 2006/2 館長協議会『多摩地域「共同利用図書館」の設置に向けて:NPOによる共同出資事業化の提案』
- /3 各市保存資料指定データ、保存シール配布
- 2008/3 館長協議会『多摩地域における共同利用図書館検討調査報告書』
- /4 「特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩」発足
- 2009/10 「都立多摩図書館で所蔵していた地域資料等の処分について(お願い)」を館長協議会宛てに提出
- 2012/10 多摩デポ、館長協議会定例会で都立多摩図書館と共同保存問題のこれまでの経過を説明
- 2014/5 館長協議会共同利用保存プロジェクト発足
- 2015/4 同プロジェクト、多摩デポ+カーリルによる「多摩バーチャルデポジットライブラリー」受講
- /10 館長協議会『多摩地域における共同利用図書館検討プロジェクトチーム報告書』
- 2016/5 館長協議会に〇〇WG発足?

★ 5 万冊 (実数 49,962 冊) のデータ検索の結果、多摩地域図書館所蔵資料との重複 (どこかで所蔵) 数 33,098 冊 (66.25%) 内、1 冊のみ (1 自治体のみ所蔵) 9,950 冊 (19.92%)  
2 冊以上 (複数自治体で所蔵) 23,148 冊 (46.33%) ☆  
未重複 (都立のみ所蔵) 数 16,864 冊 (33.75%)

## ☆保存冊数について→「2冊」とすることについて

- ・将来のデポジット・ライブラリー対応措置として、理想的な 2 冊を維持する
- ・都立図書館との重複資料であるが、都立図書館が有期保存を打ち出しており、将来を保障するものではない
- ・指定された図書館での取り扱いが不明であるため、2 冊を保存する  
→レファレンス資料で禁帯出扱い、資料の状態が良好でない可能性など

## 3 プロジェクトチーム報告書について

## 『多摩地域における共同利用図書館検討プロジェクトチーム報告書』

- ・多摩地域における資料保存について(まとめ)
- ・多摩地域における共同利用図書館検討に係るアンケート
- ・多摩地域統計調査

## 4 おわりに

## 多摩地域における資料保存について【概要】

### 1 多摩地域図書館の現況

#### (1) 利用形態の変化

予約件数は、平成20/25年度の比較で25.90%増の増加となった。現在ではインターネットで各図書館の所蔵資料の検索が可能であり、各種の横断的検索により求める資料のより広範囲な特定も可能となっている。

#### (2) 多摩地域の借用件数増加

統計調査でみるように多摩地域の都立図書館からの借用は減少し、多摩地域図書館間の借用数は、全借用数のうち多摩地域間が50%を上回る自治体が21と多摩地域図書館間の相互協力を依存が高まる傾向がみられる。

#### (3) 蔵書数の増加と収容能力

アンケート調査では「日常的に資料が開架書架に収まりきれない図書館は存在するか」という設問に対して19自治体があると回答している。書庫についてもすでに蔵書数が収容能力を上回るのが7自治体存在し、29自治体で書庫資料の廃棄を行っている。

### 2 県立図書館を中心とした資料共同保存の動向

市町村図書館の廃棄資料のうち県立図書館が未所蔵の資料を受入・保存する体制は、滋賀県・富山県・岡山県で行われている。埼玉県では「埼玉県公共図書館における資料保存に関する協定」を締結し、加入館内で1冊のみの資料は所蔵館が所蔵することを定めている。同様の試みは愛知県でも平成25年から試行されている。

### 3 共同利用図書館PTからの提案

#### (1) 多摩地域共同保存体制の構築

多摩地域の図書館は、希少な図書資料を分担して各図書館で保存する体制を構築する。多摩地域全体で保有する資料が2冊以下のものについては、原則として所蔵館で保存する。

##### ア 所蔵状況の確認作業

各自治体の所蔵資料を個別に確認するのは容易ではないが、カーリルと多摩デポが共同で開発しているISBN検索システムを活用できる見込みがある。

##### イ 実用書の判断

保存資料とする判断は、各自治体の図書館における資料の除籍基準を尊重する。

##### ウ 共同保存体制を維持する新たなセクション

積極的な除籍作業を推進する必要がある。実際の作業では、複本が多い資料について除籍館と保存館を調整するなど、実務的な役割を担う新たなセクションを設立する必要がある。

#### (2) 都立図書館との保存体制

都立図書館と共同して資料を次の世代に引き継ぐことは、都内の図書館の重要な役割である。館長協議会として、都立図書館と協議しこの課題に取り組む必要がある。

## 多摩地域における資料保存について（まとめ）

多摩地域における図書館資料の保存体制について、平成20年度に館長協議会は東京都市長会の助成を受けて調査検討し同3月に「多摩地域における共同図書館検討調査報告書」がまとめられた。今回のプロジェクトチームではあらためてアンケート・統計調査により多摩地域の資料保存体制・利用現況について調査を行い「多摩地域における共同利用図書館検討に係るアンケート」（参考資料1）、「多摩地域統計調査」（参考資料2）をまとめた。

### 1 多摩地域の図書館の現況

#### (1) 利用形態の変化

平成20年度から25年度までの多摩地域の総合計で貸出件数に対する予約件数の割合は17.64%をしめている。単年度別では平成20年度の15.5%から平成25年度は19.8%に上昇している。自治体別でも平成20年度から25年度までの合計で貸出数に対する予約件数の割合が10%台15市20%台5市と1割を超えるのが多数をしめ、利用者が予約により特定資料を利用するという傾向が強まっている。また多摩地域のすべての自治体が近隣自治体との相互利用を行っている。現在ではインターネットで各図書館の所蔵資料の検索が可能であり、各種の横断的検索により求めている資料のより広範囲な特定も可能となっている。こうした背景のもと希少な資料については、自治体の範囲を超えた利用の掘り起しが高まることも予想される。

#### (2) 個人貸出数の停滞と予約件数の増加

平成20/25年度の比較で三多摩地域全体の個人貸出数は1.54%減の564,296冊減となった。自治体別でも平成22年度より減少する傾向が強まっている。これに対して平成20/25年度の比較で三多摩地域全体の予約件数は25.90%増の1,464,863件の大幅な増加となった。平成25年度より予約件数も減少に転ずる傾向がみられるものの、6年推移では個人貸出数が停滞しているのに対して予約件数が大幅に増加し、予約提供のための購入借用が増加してきているといえる。個人貸出数の停滞の原因については別途分析が必要であるが、利用形態の変化も一因となっている可能性も考えられる。

#### (3) 図書購入費の減少

この6年間多摩地域全体の図書購入費は大幅に減少の傾向にある。平成20年度/25年度の比較で多摩地域全体の図書購入費は101,826,2千円から92,840,3千円と8.82%減の約9千万円の減少となった。平成20/24年度の比較で三多摩地域全体の蔵書購入数も10.46%減の77,110冊と大幅な減少となった。平成25年度が多摩地域合計（算出可能な18自治体で単価1600円と仮定）で図書購入費に対する予約購入金額比率は17.90%であった。以上の結果から多くの自治体では図書購入費の10%~20%を予約購入にあてていると推測される。また、平成25年度が多摩地域全体（算出可能な19自治体）の予約件数に対する購入比率は1.69%になるが、自治体により0.82%~26.14%と幅がある。

#### (4) 借用件数の増加

予約件数の増加・図書購入費の減少をうけて、平成20/25年度の比較で多摩地域全体の借用件数は9.40%増の14,868冊の増加となった。内訳としては都立図書館の借用数が減少し、多摩地域間の借用が増加する傾向にある。予約件数に対する借用比率では平成25年度多摩地域合計では2.43%であったが、自治体により0.76%~65.04%と極めて大きな幅がある。また多摩地域の相互貸借数では自治体ごとに貸借の差がかなり存在することが判明した。

#### (5) 蔵書数の増加

平成20/25年度の比較で三多摩地域全体の蔵書数は7.16%増の1,256,045冊の増加となった。除籍数では平成20/24年度の比較で三多摩地域全体の除籍資料数は2.37%減で11,532冊の減少となっている。平成20-24年度合計で多摩地域全体の除籍率は58.45%であった。（アンケート調査）では「日常的に資料が開架書架に収まりきれない図書館は存在するか」という設問に対して19自治体があると回答している。書庫についてもすでに蔵書数が収容能力を上回るのが7自治体存在し、29自治体で書庫資料の廃棄を行っているなど、多くの図書

館で蔵書数の増加に苦慮しているのが現状である。また蔵書冊数の増加、受入冊数の減少により、必然的に蔵書更新率が低下している。平成 20/24 年度の比較で三多摩地域全体の蔵書更新率は 0.57%減で、24 自治体で低下がみられる。

## 2 多摩地域における共同図書館検討調査報告書について

「多摩地域における共同図書館検討調査報告書」の概要は以下の通りである。〔共同利用図書館の概略（短期的ビジョンの明確化）より〕

- ・多摩地域の 30 自治体の自治体の公共図書館の共同書庫的位置づけとする
- ・図書館の機能としては、出納処理を含む保存機能に特化する
- ・対象とする資料は、都立図書館からの除籍本 2.4 万冊及び、各市町村立図書館の図書資料のうちの「多摩地域での最後の 1 冊」とする
- ・運営主体としては、NPO 法人及び民間企業（倉庫業者他）を想定する
- ・30 自治体で大規模な 1 つの共同利用図書館を設置する
- ・設置場所としては、民間企業の所有する倉庫を推定する
- ・施設規模は 50 万冊程度の資料が保存可能なものとする

### (1) 運営経費の問題

「報告書」では運営主体を NPO にした場合、50 万冊に達する 14 年間の運営経費が 725 百万円、1 自治体あたり負担額平均が 1,726 千円と想定している。「統計調査」では多摩地域全体の図書購入費は平成 20 年度/平成 25 年度比較では 101,826,2 千円から 92,840,3 千円と▲8.82%と各自自治体での厳しい財政状況が反映されている。今後本格的に高齢化社会をむかえるにあたって共同利用図書館運営経費を上乗せし図書館予算を確保していくのは極めて困難な状況にある。また図書購入予算から運営経費を捻出すると想定し、各自自治体の図書購入額の規模を基準に均等比率での負担額を計算すると、図書購入費の約 6%の負担となり、毎年継続負担していくのは厳しい状況にある。また、想定されている 14 年間で 50 万冊に達した時にはさらなる追加負担が予想される。

### (2) 図書搬入処理の問題

「報告書」では各自自治体の除籍資料を基本的にすべて 1 か所に搬入し、多摩地域での最後の 1 冊を選別したうえで、対象図書以外を所蔵自治体に返送することが想定されている。「三多摩統計調査」では多摩地域全体の平成 20 年度～平成 24 年度の除籍図書数は年間 415,654 冊～518,342 冊で「三多摩アンケート調査」では除籍処理頻度も週 1 回～年 1 回等各自自治体で様々である。これらの資料をすべて対象にした場合、資料運搬のコスト、資料選別のための処理コスト（選別作業、返送資料の処理）、資料の保管スペースの確保等かなり困難な状況が予測される。

### (3) 各自自治体での資料除籍の方法・考え方の相違

（アンケート調査）では除籍にあたって他自治体の所蔵を確認している自治体、していない自治体（7 自治体）があることが判明した。確認している自治体でも（全資料を対象に行っている）8、（実用書等一部の資料を除いて確認）15 で実用書等に例外規定を設けている自治体も多い。「同一資料の新版・新装版を入手した場合の旧版の資料の扱い」設問に対しては（除籍する）3、（資料によって判断する）27 であった。「都立図書館に所蔵がなく三多摩地域のどの図書館に所蔵がない場合」の資料の除籍に対する設問では（保存する）10、（資料によって判断する）12 であった。資料の除籍については、実用書の範囲・取扱い同一資料の旧版等について各自自治体で判断の相違がみられる。

## 3 国立国会図書館の資料デジタル化

国会図書館による資料のデジタル化が進行している。平成 21 年度の著作権法改正により国会図書館では著作権者の許諾なく所蔵資料をデジタル化することが可能となった。また平成 24 年度の著作権法改正により、国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等で入手困難な資料を全国の図書館等に送信することが可能となった。図書においては明治以降 1968 年までに受け入れた資料 90 万点のデジタル化が実施され、平成 25 年 2 月には図書館向けデジタル化資料送信サービスが開始された。「アンケート調査」でも（すでに参加あるいは申込をしている）4、（参加するための検討をしている）17 であった。今後資料の保存のあり方については、国会図書館の電子化の動向も考慮する必要があると思われる。

#### 4 県立図書館を中心とした資料共同保存

滋賀県では県立図書館が県内市町村図書館の除籍資料のうち未所蔵資料については基本的に全点受け入れ県立図書館の蔵書として、利用に供するという資料保存センター業務を開始した。平成6年には運用方法の一部改正を行い、今までの除籍資料の全点持ち込み方式から事前協議によりチェック対象図書は絞り込みを行い除籍リスト方式に変更のうえ、共同保存機能の役割を継続している。平成24年度3,481冊、平成25年度182冊の資料の受入を行っている。同様に市町村図書館の廃棄資料のうち県立図書館が未所蔵の資料の受入・保存は富山県・岡山県でも行われている。埼玉県では平成18年度に「埼玉県公共図書館における資料保存に関する協定」を締結し、埼玉版ISBN目録から抽出した単館所蔵リストに希少資料の確認を行い、加入館内での1冊のみの資料は所蔵館が責任をもって所蔵することを定めている。同様の試みは愛知県でも平成25年より試行されている。

#### 5 NPO共同保存図書館・多摩（多摩デポ）の活動

多摩デポでは（株）カーリルと共同研究でISBNが付与されている資料を国立国会図書館及び国立情報学研究所のデータベースから抽出し、多摩地域の所蔵データとの照合を進めている。これによりISBNのある資料については多摩地域の各図書館での希少資料の所蔵状況がわかる見込みである。

#### 6 今後の資料保存にむけたあり方

##### (1) 多摩地域間図書館の共同保存体制の重要性

統計調査でみるように多摩地域の借件件数は平成20/25年度の比較で10%以上増加している。その中でも都立図書館からの借用の減少、多摩地域図書館間の増加により平成25年度には都立の借用冊数が多摩地域間を上回るのは2自治体のみであり、全借用数のうち多摩地域間が50%を上回る自治体が21と多数をしめ、多摩地域図書館間の相互協力依存が高まる傾向がみられる。こうした背景のもと多摩地域全体で2冊以下の資料については原則的に極力所蔵館で保存するという共通ルールを再確認していく必要がある。

各図書館が除籍にあたり他図書館の所蔵を確認しているのは対象資料・他図書館の所蔵調査範囲も様々で、確認を行っていない図書館も存在するが、今後カーリル開発のツールによってISBN付の図書については多摩地域2冊以下の特定が容易に検索可能な見込みである。

##### (2) 各自治体図書館の蔵書構成判断、除籍基準の尊重

多摩地域2冊以下の資料を機械的に検索し特定すると実用書、年度版資料、旧版資料等様々な資料がすべて含まれることが想定される。（アンケート調査）では除籍にあたり他図書館の所蔵状況確認を行なっている図書館のうちすべての資料について確認を行なっているのが8に対し、実用書等一部の資料を除いて行っているのが15ですべての資料を対象としていない自治体が多数である。（⇒2-3）参照）また県立図書館を中心とした資料共同保存の運用においても（4参照）滋賀・愛知県立など全資料を対象に開始したものの、その後資料の絞り込みを行い現在にいたっている。資料の種類にかかわらず多摩地域2冊以下の資料をすべて永久的に保存対象資料としていくことはむずかしい。各図書館ではそれぞれ独自の考え方・基準に基づき資料を購入している。（アンケート調査）では27自治体が明文化された除籍廃棄・保存基準を持ち蔵書を構成している。多摩地域の保存のための共通ルールの運用でも、各自治体図書館の蔵書構成判断、除籍基準を尊重していくことが必要である。

##### (3) 保存スペースの創設

多摩地域の蔵書数は継続的に増加し続け、各図書館では蔵書の維持、管理に苦慮しているのが現状である。また反面蔵書の更新率が低下している（⇒1 ⑤参照）新たな保管スペースの確保が困難な以上今後多摩地域の2冊以下の資料の保存を継続していくためには、現有場所内に新たな保存のためのスペースを創設していくことも視野に入れる必要がある。そのためには多摩地域全体で一定数以上複本があり、各図書館では近年の利用も見られずかつ今後利用が見込まれないと判断された資料については積極的に除籍を行うことによって、書架を開けていくとともに、蔵書を更新していく取組も必要となる。今後、各自治体図書館の蔵書構成判断、除籍基準の尊重を前提としたうえで、多摩地域共同で複本冊数、出版年、分野等から除籍可能候補資料を抽出し、運用の具体的方法を定め保存体制を整備していくことも考えられる。

#### (4) 都立図書館との関係のあり方

多摩地域の図書館では図書館間の相互貸借、都立図書館による協力貸出によって自館にない資料を提供できる体制が整備されているものの、資料保存については市町村図書館と都立図書館間での協議がなく、具体的な方向性がしめされていないのが現状である。資料の保存を長期的に共同ではかつていくためには、なるべく広範囲で考えていくことが不可欠である。その意味では都立図書館に所蔵している170万冊の資料は、多摩地域の資料保存にとっても避けてはとおれない問題である。都立多摩図書館は平成29年1月には285万冊規模の新多摩図書館として移転の予定である。今後多摩地域全体で2冊以下の資料については、都立図書館所蔵との重複資料の整理や都立図書館未所蔵の移管等の今後の資料の保存体制について協議をすすめていくことが好ましい。

#### (5) 長期的な資料保存の視点の必要性

当面、多摩地域間の図書館では各自治体図書館の蔵書構成判断、除籍基準を尊重することを前提に多摩地域間全体で2冊以下の資料については、所蔵館で保存し資料要求があった場合に貸出が可能な体制を継続していくことが必要である。ただし各自治体図書館では常に有限のスペースで資料の価値判断、利用者の動向・利用の可能性を判断したうえで資料を選択し情報の更新を不断に行いながら、資料の保存を図っていくことが求められる。図書館が永遠に継続していくことを想定すると、有限のスペースと不断の資料更新の中では、すべての資料を永遠に現物保存していくのは困難である。資料の価値、利用見込み想定したうえで、都立図書館、国会図書館等より広範囲で資料を保存していく視点が必要である。

### 7 共同利用図書館PTからの提案

#### (1) 多摩地域共同保存体制の構築

多摩地域の図書館は、希少な図書資料を分担して各図書館で保存する体制を構築する。そのために各図書館は、自館で保有する資料を除籍する前に多摩地域全体の保存状況を確認する。その結果、多摩地域全体で保有する資料が2冊以下のものについては、原則として所蔵館で保存する。

#### (2) 所蔵状況の確認作業

各自治体の所蔵資料を個別に確認するのは容易ではないが、カーリルと多摩デポが共同で開発しているISBN検索システムを活用できる見込みがある。ISBN番号が掲載されている除籍候補のリストをCSVやエクセル形式のファイルで出力することができれば、検索作業の省力化を図ることができる。ただし、ISBN番号が付与されていない資料については、資料1点ずつ検索作業が必要である。

#### (3) 実用書の判断

多摩地域全体で2冊以下の資料であっても、各自治体の除籍基準に基づき、実用書の類は保存の対象としない。原則として保存資料とする判断は、各自治体の図書館における資料の除籍基準を尊重して行われる。

なお、都立図書館から移管された5万冊の資料に含まれる実用書の類も保存対象とはしない。

#### (4) 共同保存体制を維持する新たなセクション

共同保存体制を維持するために必要な要件として書庫スペースの確保が求められ、各自治体の図書館は、積極的な除籍作業を推進する必要がある。実際の作業では、複本が多い資料について除籍館と保存館を調整するなど、実務的な役割を担う新たなセクションを設立する必要がある。

#### (5) 都立図書館との保存体制

多摩地域の図書館で共同保存体制が確立しても長期間の保存には限界がある。都立図書館と共同して資料を次の世代に引き継ぐことは、都内の図書館の重要な役割である。多摩地域の図書館は、都立図書館と共同でこの課題に取り組む必要があることを認識し、都立図書館への働きかけを行う。

国立国会図書館では、現在1967年までの刊行図書を電子データ化し、その一部が市町村のパソコンでも閲覧できるサービスが開始された。新しい資料の利用形態が実際のものとなりつつあるが、著作権の関係で最近の図書資料まで利用できる可能性は低い。

多摩地域の図書館は、保存スペースに余裕がなく、書庫資料の整理も経常的に行われている状況で、多摩地域全体の資料保存体制を構築し、都立図書館との連携を図る長期的な展望が求められている。

# 「多摩地域における共同利用図書館検討に係るアンケート」から

## 問1 図書館資料の除籍廃棄について

①～⑤略

⑥資料の除籍を判断する際に、該当資料の他図書館の所蔵状況確認を行っていますか。

1. すべての資料について確認を行っている 8
2. 実用書等一部の資料を除いて確認を行っている 15
3. 確認は行っていない 7

※行っている（1と2に回答した）のは23自治体で、前回調査の25自治体より減っている。  
上記で「1」「2」とお答えになった自治体にお尋ねします。（複数回答可）

A 所蔵状況の確認はどの範囲まで行っていますか。

1. 自自治体内の図書館 20
2. 都立図書館 13
3. 三多摩公共図書館 16
4. その他 2

23区 1  
都立・三多摩については資料による 1

※23自治体のうち、1から3までの全てを確認すると答えたのは11自治体である。

B 所蔵状況を確認した結果による保存の共通ルールはありますか。

1. ある 19
2. ない 4

「1. ある」の場合は具体的に記入してください

市内で1冊	<u>4</u>
三多摩所蔵1冊以下	<u>2</u>
三多摩所蔵2冊以下	<u>7</u>
三多摩所蔵3冊以下	<u>1</u>
都立未所蔵	<u>1</u>
都立・三多摩合せて3冊以下	<u>1</u>

※三多摩での所蔵冊数を基準にする自治体が増えた。

C 自自治体の図書館で最後の1冊の場合、保存・除籍はどのように判断しますか。

1. 都立図書館に所蔵があるが、三多摩地域のどの図書館にも所蔵ない場合
  - (1) 保存する 7
  - (2) 資料によって判断する 15
2. 都立図書館に所蔵がなく、三多摩地域のどの図書館にも所蔵がない場合
  - (1) 保存する 10
  - (2) 資料によって判断する 12
3. 都立図書館に所蔵がなく、三多摩地域の他図書館に1冊所蔵がある場合
  - (1) 保存する 7
  - (2) 資料によって判断する 15

※資料によって判断している自治体が多い。

※保存するを選択した中でも、資料による、あるいは区立図書館にあれば除籍する場合もある、という自治体もある。

D 長期保存対象の資料に対して、該当資料を識別できるようにしていますか。

(シール・書誌入力・システム入力等)

1. している 15
2. していない 9

「1. している」の場合具体的に記入してください。

シール添付のみ	<u>9</u>
データ入力のみ	<u>2</u>
シール・データとも	<u>4</u>

⑦ 図書資料の除籍処理は定期的に行っていますか。頻度はどの位ですか。

1. 定期的に行っている 13
2. 不定期 17

※除籍の頻度は多様で、各館の事情で実施されていることが伺われる。定期的と回答した図書館でも除籍に対する考え方や処理手順の違いで、頻度に大きなばらつきがあると考えられる。

## 問2 図書館資料の保存状況等について

① C 今後、書庫の新設・増設・改築等の予定はありますか。

1. ある 4
2. なし 25

ある場合の詳細

※8割の館が書庫の増加予定は無い。

④ 貴自治体内で、今後10年以内に図書館の新設・増築・改築または閉鎖の予定はありますか。

1. 計画がある 8
2. 検討している 4
3. 計画はない 18

※計画がない館が6割、計画及び検討している館が4割。内容はほとんどが改築で新館建設は1館程度。閉鎖については1市のみが本館移転に伴い順次4館閉鎖予定。

⑥ 都立図書館が廃棄した移管図書の現状はどうなっていますか。

1. 保存している 7
2. 登録し自館の所蔵資料とした 22
3. 一部廃棄した 5
4. すべて廃棄した 0

⑧ 地域・行政資料等の電子化を行っていますか。

1. 行っている 5
2. 行うために検討をしている 4
3. 行っていない 21

「1. 行っている」の場合どのような資料を行っているか記入してください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・映画ポスター、図書館だより、地域資料ポスター、数字で見る図書館活動（年報）、調布市に関する新聞記事</li> <li>・地域・行政資料。市の発行資料のうち販売の終了している資料や、許諾の得られた地域資料</li> <li>・深澤家文書 地域新聞クリッピング</li> <li>・HPに「デジタル西東京」として、市史編さん史料や写真を電子化している。本年度から予算化され、約22万点の資料を電子化する予定。</li> </ul>
---

⑨ 国会図書館電子化資料の公共図書館への配信サービスに加入・申込みをしていますか。また今後参加の予定はありますか。

1. すでに参加あるいは申込みをしている 4
2. 参加するために検討をしている 17
3. 現在は特に考えていない 8

→3/17 現在：閲覧・複写5市6館、閲覧のみ3市12館